

Ⅲ 建築士事務所廃業等届について(建築士法第 23 条の7)

1 廃業の届出について

次のいずれかに該当することとなった場合、次に掲げる者は、該当することとなった日から 30 日以内に届け出なければなりません。

建築士事務所の廃業の事項	届出者	届出事由を証する書類
業務を廃止したとき	開設者	
開設者が死亡したとき	相続人	戸籍抄本又は除籍抄本
破産手続開始の決定があったとき	破産管財人	破産手続開始決定の通知
法人が合併により解散したとき	役員であった者	届出事由が登記された 商業登記記載事項証明書
法人が破産手続の開始の決定又は合併以外の事由により解散したとき	清算人	届出事由が登記された 商業登記記載事項証明書

※次の場合も当該登録を廃業のうえ、新規申請をすることとなります

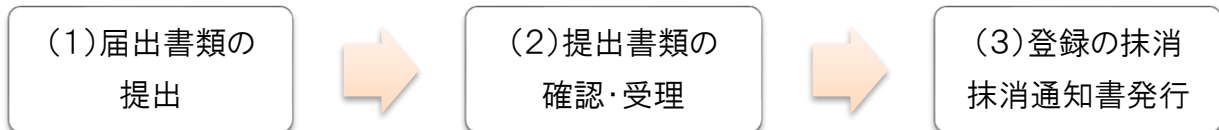
【建築士事務所の態様を変更する場合】

- ・個人登録で開設者の変更
- ・個人から法人、法人から個人の開設者の変更
- ・二級建築士事務所から一級建築士事務所など事務所の別の変更

【事務所を県外に移転する場合】

- ・他の都道府県に事務所の所在地を変更する場合(本県で廃業届、他県へ新規申請)

2 手続きの流れ



(1)「申請書類の提出」について

・次の正本1部を提出してください。

- ①廃業等届
- ②1の「届出事由を証する書類」
- ③登録通知書 及び 登録申請書副本
- ④業務報告書(廃業年月日以前分の設計等の業務に関する報告書)

■廃業の届出 窓口持参または郵送(簡易書留・宅配便等)

提出先 〒320-0032 栃木県宇都宮市昭和 2-5-26 (一社)栃木県建築士事務所協会

【ご注意】

- ・郵送による提出の場合、送料はお客様にてご負担ください。
- ・普通郵便等で送付された場合、紛失事故等につきましては、当会では責任を負いかねますのでご了承ください。

(2)「提出書類の確認・受理」について

- ・申請書類の記入もれ、必要書類の不足がある場合には、受理できませんので、ご注意ください。

(3)「登録の抹消・抹消通知書発行」について

- ・後日、当会よりお送りいたします。